

# 香川県における 県外産業廃棄物の取扱いについて

平成13年12月の香川県議会で、「香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例」が議員発議で制定され、県外産業廃棄物は循環的な利用が可能な場合に限って搬入を認める方針を打ち出しました。

条例は、平成14年11月1日から施行しています。

条例では、循環事業者（産業廃棄物の循環的な利用を行う事業者）の方々は、県外産業廃棄物の循環的な利用をするときは、香川県に協議することを義務付けています。県外排出事業者の方々も、産業廃棄物を香川県内に搬入しようとするときは、香川県に協議しなければなりません。

香川県では、条例・規則に基づき協議書の審査や四半期ごとに提出される報告書の確認など、県外産業廃棄物の循環的な利用をチェックし、適正な処理が確保されるよう厳正に対処します。

条例・規則の本文は、インターネットで見ることができます。  
URL : <http://www.pref.kagawa.jp/kankyo/gyosei/jorei.htm>

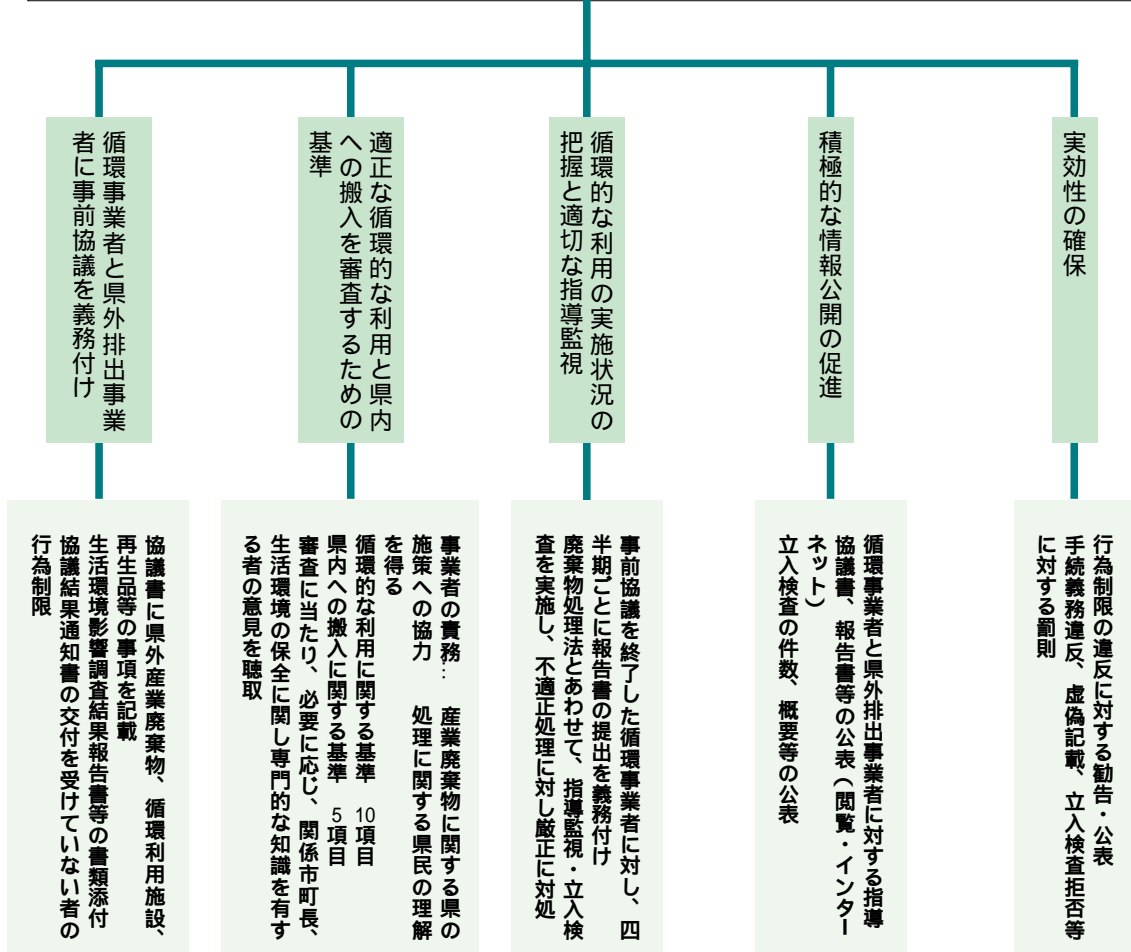


香 川 県

# 香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例の体系

**基本方針**

循環的な利用の観点から、厳正な基準に適合したものについて、例外的・限定的に認める  
 県外産業廃棄物の原則搬入禁止の取扱いは継続し、循環的な利用を目的としない県外産業廃棄物は、搬入を認めない



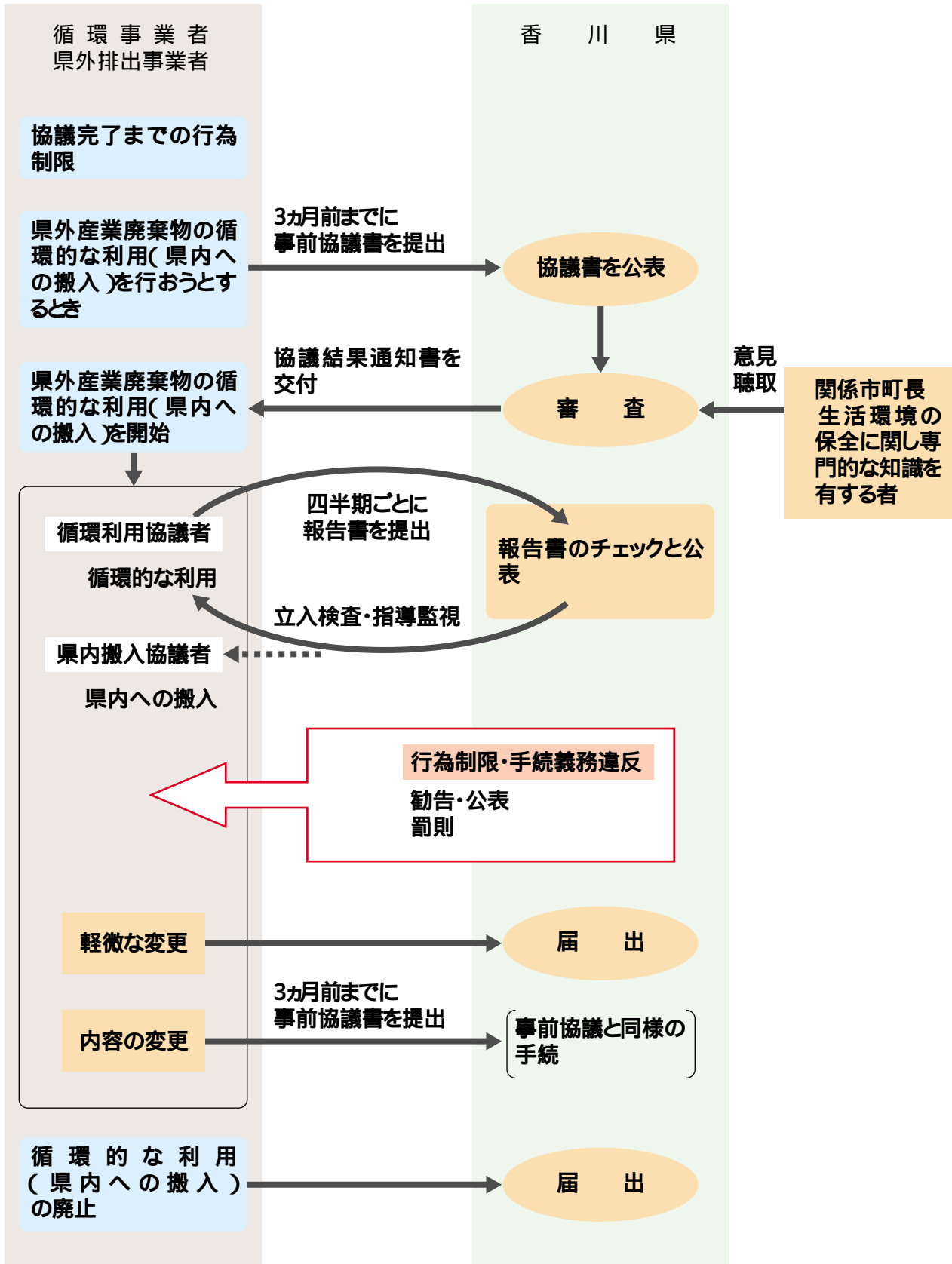
厳正な基準に基づき、県外産業廃棄物の循環的な利用をチェックし、資源の有効利用と生活環境の保全を図る

**基本的な運用方針**

条例・規則の運用に当たっては、必要に応じ、排出事業場が所在する各都道府県や保健所を設置する市と連絡・調整を行い、協力を要請するなど、広域的な連携を図ります。

報告書や立入検査などにより、県外産業廃棄物の適正処理やリサイクルの状況、生活環境の保全上の支障などをチェックし、厳正に対処します。

協議書・報告書のほか、県外産業廃棄物の循環的な利用や県内への搬入の協議とその結果の概要、立入検査の状況などを、インターネットなどで公表します。



## 事業者の責務

循環事業者および県外排出事業者は、条例の趣旨・目的を十分に理解し、適正処理を確保するとともに、県外産業廃棄物の処理に関する情報の積極的な公開などにより、県民の理解が得られるように努めなければなりません。

## 事前協議書の提出

循環事業者は、県外産業廃棄物の循環的な利用を行おうとするときは、事前協議書に必要な書類を添付して、香川県に提出しなければなりません。

また、循環事業者が行う循環的な利用に供するために産業廃棄物を県内に搬入しようとする県外排出事業者についても、事前協議書に必要な書類を添付して、香川県に提出しなければなりません。

循環事業者および県外排出事業者の事前協議書の主な記載事項と添付書類は、4ページのとおりです。

協議書を提出しようとする循環事業者と県外排出事業者は、循環的な利用および県内への搬入の計画について、相互に協議、調整などを行った上で、同時期に協議書を提出できるようにするとともに、原則として循環的な利用または県内への搬入を開始しようとする日の3カ月前までに、協議書を香川県に提出してください。



( 1 ) 循環事業者の事前協議書 ( 循環利用計画 )

協議書 ( 主な記載事項 )	添付書類
<p>循環的な利用の目的及び概要            事業場の所在地            県外産業廃棄物の種類、性状、1年当たりの最大取扱量            県外排出事業者の氏名及び住所            排出事業場の名称及び所在地            県外産業廃棄物を運搬する者の氏名及び住所            県外産業廃棄物の運搬経路            循環利用施設の設置及び維持管理の計画                施設の処理能力、位置、処理方式、構造・設備                排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値                排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項            放射性物質及びこれによって汚染された物の処理の有無            県内廃棄物の循環的な利用の見込み            再生品の種類、性状、1年当たりの最大製造量、適合する規格等            再生品の利用又は取引の見込み            循環的な利用に伴い生ずる廃棄物の種類、性状、1年当たりの最大発生量、処分方法            循環的な利用又はそれに相当する行為の業務経歴            循環利用業務責任者の氏名及び連絡先            事業開始予定年月日</p>	<p>循環利用施設の設計計算書、平面図、立面図、断面図及び構造図            循環的な利用の工程図            循環利用施設の付近の見取図            生活環境影響調査結果報告書            法人の場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書            個人の場合は、資産調書            循環的な利用の開始に要する資金の総額及び調達方法            循環的な利用を開始しようとする日から1年間の収支見込みを記載した書類            再生品の主要な取引先の氏名及び住所を記載した書類            循環的な利用を行うに足りる技術的能力を説明する書類            循環利用業務責任者の業務経歴書</p>

( 2 ) 県外排出事業者の事前協議書 ( 県内搬入計画 )

協議書 ( 主な記載事項 )	添付書類
<p>循環事業者の氏名及び住所、事業場の所在地            県外産業廃棄物の種類、性状、1年当たりの最大搬入量            排出事業場の名称及び所在地            産業廃棄物を運搬する者の氏名及び住所            県外産業廃棄物の運搬経路            放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入の有無            運搬に伴う生活環境の保全上のための必要な措置            県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先            搬入開始予定年月日</p>	<p>県外産業廃棄物の運搬業者の「産業廃棄物収集運搬業許可証」等の写</p>

## 基準の遵守

循環事業者および県外排出事業者は、県外産業廃棄物の循環的な利用と県内への搬入を行おうとするときは、条例・規則の規定を遵守し、基準に適合するように計画するとともに、その具体的な内容を協議書に記載しなければなりません。

協議に当たり、循環事業者および県外排出事業者が遵守すべき基準は、次のとおりです。

### 循環事業者が遵守しなければならない基準 (循環的な利用等に関する基準)

- (1) 循環的な利用を行おうとする県外産業廃棄物の種類及び量が循環利用施設\*1の処理能力に見合うこと。
- (2) 県外産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路が明確であること。
- (3) 県外産業廃棄物の循環的な利用に併せて放射性物質及びこれによって汚染された物を処理しないこと。
- (4) 循環利用施設の設置に関する計画が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条第1号及び第3号から第7号までに掲げる技術上の基準に適合していること。
- (5) 循環利用施設の維持管理に関する計画が省令第12条の6各号に掲げる維持管理の技術上の基準に適合していること。
- (6) 循環利用施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。
- (7) 循環的な利用を行おうとする県外産業廃棄物と同種類の県内で生じた廃棄物がある場合にあっては、当該県内で生じた廃棄物の循環的な利用の促進が見込まれること。
- (8) 県外産業廃棄物の循環的な利用に伴う廃棄物がほとんど生じないこと。
- (9) 循環事業者に関しては、次によること。

県外産業廃棄物の循環的な利用を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

県外産業廃棄物の循環的な利用を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。



県外産業廃棄物の循環的な利用を行う事業場において当該循環的な利用に関する技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる循環利用業務責任者を有すること。

- (10) 県外産業廃棄物の循環的な利用が再使用又は再生利用である場合にあっては、上記(1)から(9)までに掲げるもののほか、次によること。

通常の使用に伴い生活環境の保全上支障が生ずるおそれがない再生品を得るものであること。

再生品の性状に適合する標準的な規格があること等により当該再生品の利用又は取引が見込まれること。

#### 県外排出事業者が遵守しなければならない基準 (県内への搬入に関する基準)

- (1) 県内に搬入しようとする産業廃棄物の種類及び性状が循環事業者が行う県外産業廃棄物の循環的な利用に適合したものであること。
- (2) 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路が明確であること。
- (3) 県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬に伴う当該産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭、騒音及び振動の発生の防止その他の生活環境の保全のための必要な措置を講じていること。
- (4) 県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬に併せて放射性物質及びこれによって汚染された物を運搬しないこと。
- (5) 県内搬入業務責任者<sup>\*2</sup>を有すること。

\* 1 「循環利用施設」とは、産業廃棄物の循環的な利用に供する施設をいいます。

\* 2 「県内搬入業務責任者」とは、当該事業場において産業廃棄物の県内への搬入に関する業務を統括管理する者をいいます。



#### 協議書の審査と協議結果通知書の交付

香川県では、循環事業者または県外排出事業者から協議を受けたときは、必要に応じ、関係市町長および生活環境の保全について専門的な知識を有する者の意見を聴き、規則に定める基準に適合するものであるかどうかについて審査します。

協議者に対しては、審査結果のほか、遵守すべき事項その他循環的な利用または県内への搬入が適正に行われるために必要な事項を記載した協議結果通知書を交付します。

## 循環的な利用または県内への搬入の行為制限

条例では、県外産業廃棄物の循環的な利用と県内への搬入を行う循環事業者および県外排出事業者に対し、協議完了までの行為制限を規定し、協議結果通知書の交付の有無を制限解除の要件としています。

このため、循環事業者と県外排出事業者は、県外産業廃棄物の循環的な利用または県内への搬入に当たり、香川県に協議を行い、協議結果通知書の交付を受けなければ、その行為をすることができません。

循環事業者または県外排出事業者が、協議書を提出しない場合や協議書の虚偽記載により不正な協議結果通知書の交付を受けた場合など、香川県との協議手続を完了していない場合は、この行為制限義務に違反した行為となり、次のように、勧告・公表の制度や循環事業者に対する罰則があります。



### 行為制限義務違反に対する勧告・公表と罰則

循環事業者に対しては……

#### 勧告・公表

循環的な利用その他の処理の中止、変更その他必要な措置をとるべきことを勧告します。

勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することがあります。

#### 罰 則

協議結果通知書の交付を受けずに県外産業廃棄物の循環的な利用を行った者は、30万円以下の罰金に処せられます。

県外排出事業者に対しては……

#### 勧告・公表

県内への搬入の中止、変更その他必要な措置をとるべきことを勧告します。

勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することがあります。



## 軽微な変更の届出

循環的な利用または県内への搬入の開始後、その内容を変更しようとするときは、変更の内容により「軽微な変更の届出」または「変更協議」をしなければなりません。

軽微な変更に該当する場合は、協議結果通知書の交付を受けた循環事業者（「循環利用協議者」といいます。）または県外排出事業者（「県内搬入協議者」といいます。）は、軽微な変更をした日から、10日以内に香川県に届け出なければなりません。

変更の内容が軽微な変更に該当する場合は、次のとおりです。

### 循環的な利用の軽微な変更

- (1) 循環利用協議者の氏名若しくは名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名の変更
- (2) 県外産業廃棄物の1年当たりの最大取扱量を減少させる変更
- (3) 循環利用施設の設置に関する計画又は維持管理に関する計画の変更のうち、軽微な変更として規則に定めるもの

### 県内への搬入の軽微な変更

- (1) 県内搬入協議者の氏名若しくは名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名の変更
- (2) 産業廃棄物の1年当たりの最大搬入量を減少させる変更
- (3) 県内搬入業務責任者の氏名又は連絡先の変更

## 変更協議書の提出

循環利用協議者または県内搬入協議者は、香川県に協議した内容を変更しようとするときは、軽微な変更該当する場合を除き、変更協議書を提出し、変更協議結果通知書の交付を受けなければなりません。

変更協議書の審査方法や変更協議結果通知書の記載事項、行為制限と勧告・公表制度、罰則などは、事前協議の場合と同じです。

## 定期報告書の提出

循環利用協議者は、県外産業廃棄物の循環的な利用を開始した後、四半期\*ごとに、県外排出事業者の氏名または名称、県外産業廃棄物の搬入状況、再生品の取引または出荷の状況、循環利用施設の維持管理の状況などを記載した定期報告書に、再生品の主要な取引先を記載した書類を添付して、翌四半期の初日から30日以内に、香川県に提出しなければなりません。

報告書の不提出や虚偽記載などの提出義務違反があった場合には、循環利用協議者に対する罰則があります。

### 報告書の提出義務違反に対する罰則

#### 罰則

報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者は、30万円以下の罰金に処せられます。

\*「四半期」とは、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月までおよび10月から12月までの、それぞれの期間をいいます。

## 循環的な利用または県内への搬入の廃止

循環利用協議者または県内搬入協議者は、県外産業廃棄物の循環的な利用または県内への搬入を廃止したときは、廃止した日から10日以内に、廃止届出書により香川県に届け出なければなりません。

## 情報公開

香川県では、循環事業者または県外排出事業者から提出された協議書や報告書は、次の書類を添付して、一般の閲覧に供する方法により公表するとともに、協議書および報告書は、インターネットで公表します。

循環事業者および県外排出事業者は、条例の規定に基づき、循環利用施設や県外産業廃棄物、再生品など、県外産業廃棄物の循環的な利用や県内への搬入に関する情報を、県民に公開するよう努めなければなりません。



## 公表する添付書類

循環事業者の事前協議書・変更協議書

循環利用施設の設計計算書、平面図、立面図、断面図及び構造図

循環的な利用の工程図

循環利用施設の付近の見取図

生活環境影響調査結果報告書

法人の場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書

県外排出事業者の事前協議書・変更協議書

県外産業廃棄物の運搬業者の「産業廃棄物収集運搬業許可証」などの写

## 立入検査

香川県では、この条例の施行に必要な限度において、循環事業者の営業所、事務所その他の事業場の立入検査をします。立入検査は、毎年度1回以上の定期検査および臨時検査となります。

### 立入検査の拒否などに対する罰則

#### 罰則

立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処せられます。

## 廃棄物処理法などの規制との関係

この条例は、廃棄物処理法の仕組みを補完するものとして制定されています。

従って、条例に定める手続は、循環事業者および県外排出事業者が廃棄物処理法に定める産業廃棄物処理基準や委託基準、マニフェスト制度などの基準を遵守し、産業廃棄物処分業や産業廃棄物処理施設の設置に係る許可などを受けて、適正に処理することが前提です。

このほか、当然のことですが、循環事業者および県外排出事業者は、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの生活環境の保全に関する法令を遵守しなければなりません。

# 香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例Q & A

Q1

条例の制定により、県外産業廃棄物の原則搬入禁止の政策を転換するのですか。

A1

県外産業廃棄物の原則搬入禁止の方針は、継続します。  
この条例は、循環型社会の構築を目指し、県外産業廃棄物の適正な処理と循環的な利用が行われる場合に限り、事前協議を義務付け、厳正な基準により審査し、例外的・限定的に県外産業廃棄物の循環的な利用と香川県内への搬入を認めるものです。

条例の施行後においても、事業者は、原則として、最終処分や保管を目的に県外産業廃棄物を香川県内に搬入することはできません。



Q2

この条例は、現に県外産業廃棄物の循環的な利用を行っている循環事業者と県内への搬入を行っている県外排出事業者にも適用されるのですか。

A2

現に県外産業廃棄物の循環的な利用を行っている循環事業者および当該循環事業者に供するために産業廃棄物を県内に搬入している県外排出事業者は、事業の内容、規模を変更（軽微な変更を除く。）しない限り、平成15年4月30日までの間は、協議結果通知書の交付を受けた者とみなし、県外産業廃棄物の循環的な利用と県内への搬入ができますが、平成15年5月1日以後も継続する場合は、平成15年4月30日までに事前協議書を香川県に提出しなければなりません。

Q 3

**循環型社会の構築を目指すのであれば、まず、廃棄物の発生の抑制が大事ではないのですか。**

A 3

廃棄物問題を根本から解決するためには、長期的な視点に立って、循環型社会の構築を進める方向で、廃棄物の発生をできる限り抑制するとともに、発生する廃棄物の適正処理とリサイクルを図り、資源の消費を抑制することが重要であり、香川県では、このための施策を進めています。

今後、社会経済システムの中で適切なリサイクルが広く行われるためには、「拡大生産者責任」の考え方に基つき、生産者が、その製品の適正なリサイクルや処分について責任を持ち、資源の循環的な利用が行われる仕組みを拡大し、排出抑制に努めながら、技術力や経営力のある事業ができるようにしなければなりません。



Q 4

**リサイクル目的とはいえ、県外産業廃棄物が搬入されると、不法投棄などの不適正処理につながるのではないですか。**

A 4

この条例では、循環的な利用を目的とする県外産業廃棄物に限定するとともに、厳正な基準のもとにチェックを行い、不適正処理を防止する仕組みを定めています。

また、改正強化された廃棄物処理法では、排出事業者責任の原則のもと、排出事業者と処理業者に対し、産業廃棄物処理基準や委託基準などの遵守を義務付け、不適正処理には措置命令などの厳しい行政処分や罰則があります。

Q 5

**県外排出事業者に対する指導や立入検査、罰則などは、どのようになるのですか。**

A 5

この条例の仕組みは、廃棄物処理法に定める規制が前提となっています。

県外排出事業者に対しては、廃棄物処理法に基づき、同法の施行に必要な限度において、産業廃棄物の処理に関する指導や報告徴収、立入検査のほか、不適正処理に対しては、措置命令などの行政処分や同法違反の告発などにより、厳正に対処します。

# 香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例

条例は、平成14年香川県規則第89号で、平成14年11月1日から施行しています。

平成13年12月21日  
香川県条例第58号

二十一世紀を迎えた今日、廃棄物の発生を抑制しながら、発生した廃棄物についても再資源化や循環的な利用を推進し、環境への負荷が少ない循環型社会を構築していくことが大きな課題となっている。

このため、県においては、廃棄物の発生の抑制、循環的な利用や適正な処理を行うための各種施策を効果的に実施するとともに、県内処分場の逼迫、豊島問題の発生や県民の廃棄物に対する意識の高まりから、県外廃棄物の搬入を原則として認めない政策をとってきたところである。

今後とも、廃棄物行政に対する時代の要請にこたえながら、これまでの政策を堅持しつつ、廃棄物の循環的な利用を図り、持続的発展が可能な資源循環型の社会の構築を推進するため、ここに、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、県外産業廃棄物の取扱いについて必要な事項を定めることにより、資源の有効利用と生活環境の保全を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

- この条例において「県外産業廃棄物」とは、県外において生じた産業廃棄物をいう。
- この条例において「循環的な利用」とは、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第4項に規定する循環的な利用をいう。

## (事業者の責務)

第3条 県外産業廃棄物を県内で処理しようとする事業者は、県が実施する産業廃棄物に関する施策に協力するとともに、その処理に関して県民の理解を得るよう努めなければならない。

## (県の責務)

第4条 県は、県内における県外産業廃棄物の処理の状況を把握するとともに、県外産業廃棄物

の循環的な利用が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## (事前協議)

第5条 循環事業者(産業廃棄物の循環的な利用を行う事業者をいう。以下同じ。)は、県内において県外産業廃棄物の循環的な利用を行おうとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

- 前項の規定による協議をしようとする者は、規則で定めるところにより、協議書を知事に提出しなければならない。

## (審査等)

第6条 知事は、前条第1項の規定による協議を受けたときは、当該協議に係る県外産業廃棄物の循環的な利用に関する計画(以下「循環利用計画」という。)が、規則で定める循環的な利用等に関する基準に適合するものであるかどうかについて審査し、その審査結果その他規則で定める事項を記載した書面(以下「協議結果通知書」という。)を当該協議を行った者に交付するものとする。

- 知事は、前項の規定による審査に当たっては、必要に応じ、関係市町長及び生活環境の保全について専門的な知識を有する者の意見を聴くものとする。

## (変更協議等)

第7条 協議結果通知書の交付を受けた者(以下「循環利用協議者」という。)は、循環利用計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

- 前項の規定による協議をしようとする者は、規則で定めるところにより、協議書を知事に提出しなければならない。
- 知事は、第1項の規定による協議を受けたときは、当該協議に係る循環利用計画が、前条第1項の基準に適合するものであるかどうかについて審査し、その審査結果その他規則で定める事項を記載した書面(以下「変更協議結果通知書」という。)を当該協議を行った者に交付するものとする。

- 4 前条第2項の規定は、前項の規定による審査について準用する。
- 5 循環利用協議者は、第1項ただし書の軽微な変更をしたときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(行為の制限)

- 第8条 循環事業者は、第6条第1項の規定による協議結果通知書の交付を受けなければ、県外産業廃棄物の循環的な利用を行ってはならない。
- 2 循環利用計画の内容の変更(前条第1項ただし書の軽微な変更を除く。)をしようとする循環利用協議者は、当該変更に係る同条第3項の規定による変更協議結果通知書の交付を受けなければ、当該変更に係る県外産業廃棄物の循環的な利用を行ってはならない。

(勧告及び公表)

- 第9条 知事は、循環事業者が前条第1項の規定に違反していると認めるとき、循環利用協議者が同条第2項の規定に違反していると認めるとき、又は循環利用協議者が協議結果通知書若しくは変更協議結果通知書に記載された内容と異なる県外産業廃棄物の循環的な利用その他の処理を行っているとき、これらの者に対し、当該県外産業廃棄物の循環的な利用その他の処理の中止、変更その他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、当該勧告を受けた者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(報告)

- 第10条 循環利用協議者は、規則で定めるところにより、県外産業廃棄物の循環的な利用の状況を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(立入検査)

- 第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、循環事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、県外産業廃棄物の循環的な利用の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(情報の公開)

- 第12条 知事は、第5条第2項及び第7条第2項の協議書並びに第10条の報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該協議書及び報告書を公表するものとする。
- 2 循環利用協議者は、県外産業廃棄物の循環的な利用に関する情報の公開に努めなければならない。

(県外排出事業者の事前協議等)

- 第13条 県外排出事業者(県外に事業場を有する事業者で当該事業場において産業廃棄物を生じさせるものをいう。以下同じ。)は、循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するために当該産業廃棄物を自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。
- 2 第5条第2項、第6条から第9条まで及び前条の規定は、県外排出事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な読替は、規則で定める。

(委任)

- 第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

- 第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- (1) 第8条第1項又は第2項の規定に違反して県外産業廃棄物の循環的な利用を行った者
  - (2) 第10条の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

- 第16条 第11条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

- 第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

- この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。



**お問い合わせは**

香川県環境部廃棄物対策課

〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号

(087)832-3226 / FAX (087)831-1273

電子メールアドレス : [haitai@pref.kagawa.jp](mailto:haitai@pref.kagawa.jp)

